

## 会報配付対象（内規）

1. 毎年配付の対象者は次の通りとする。
  - a. 終身会費納入者および過去5年以内に一度でも年会費を納入した者
  - b. 卒業5年以内の会員
  - c. 現役生徒、教職員
  - d. 執筆者その他同窓会が認めた者
2. 全員配布は5年に一度とする。
3. 同窓会が全員に配布すべき事情が認められたときは全会員に配布する。
4. 会報の記事を一部抜粋して同窓会ホームページに掲載する。

以上

鶴見高校同窓会  
広報委員会